

議案第 22 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に
関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年9月三宅町条例第47号)
の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年 3月 10日提出
三宅町長 森田 浩司

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年三宅町条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

別表中「50」を「51」とし、「49. 要保護児童対策地域協議会委員」の次に次のように加える。

区分	報酬額	費用弁償額				
		鉄道費	船賃	航空費	車賃 1km につき	宿泊料 1 夜 につき
<u>50 複合施設整備基本構想策定業務委託事業者選定委員会</u>						
	日額 3,000 円	〃	〃	〃	〃	〃

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。